

5 月 補 正 予 算 案 の 概 要

[5 月市議会臨時会]

◎一般会計

補正予算額	497,694千円	予算累計額	47,993,139千円
-------	-----------	-------	--------------

〈補正内容〉

○職員給与等支給業務 [所管：人事課]

(予算書事業名：人事管理経費)

495 千円

令和6年12月以降に支給する職員給与について、改正後の児童手当法(令和6年10月1日施行予定)に対応するため、システムのプログラム修正に要する経費を補正するもの

〈積算内容〉

	所要額	現計額	補正額
プログラム修正等委託料	2,612	－ 2,117	= 495 千円

○コミュニティ助成事業 [所管：まちづくり推進課]

(予算書事業名：自治振興経費)

19,800 千円

以下の自治会が実施するコミュニティ活動事業に対し、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったことから、当該事業に係る助成金を受け入れ、自治会育成補助金を交付するため補正するもので、全額自治総合センター助成金をもって賄うもの

〈事業内容〉

1 一般コミュニティ助成事業

- ・鳥居上町自治会(太鼓の修繕および法被の新調) 2,500 千円
- ・下後三条町自治会(大太鼓の修繕) 2,300 千円

計	4,800 千円
---	----------

2 コミュニティセンター助成事業

- ・城町二丁目自治会(自治会館の建設) 15,000 千円

○集会所設置等補助事業 [所管：まちづくり推進課]

(予算書事業名：自治振興経費)

△6,000 千円

以下の自治会が実施するコミュニティ活動事業に対し、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったことから、予算の組替えに伴い減額するもの

<事業内容>

・城町二丁目自治会(自治会館の建設) △6,000 千円

○自主防災組織育成事業 [所管：危機管理課]

(予算書事業名：危機管理経費)

2,000 千円

以下の自主防災組織が実施するコミュニティ活動事業に対し、一般財団法人自治総合センターから助成の決定があったことから、当該事業に係る助成金を受け入れ、地域防災組織育成助成金を交付するため補正するもので、全額自治総合センター助成金をもって賄うもの

<事業内容>

地域防災組織育成助成事業

・鳥居本学区防災推進協議会(防災倉庫・資機材の購入) 2,000 千円

○福祉医療費助成事業 [所管：保険年金課]

(予算書事業名：福祉医療一般経費)

17,434 千円

精神障害者に係る医療費助成の県制度が改正されることに伴い必要となる経費を補正するもので、県支出金をもって賄うもの

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
消耗品費	62	—	41	=	21 千円
通信運搬費	1,018	—	980	=	38 千円
手数料	27,874	—	27,590	=	284 千円
システム変更委託料	2,552	—	0	=	2,552 千円
法外扶助費	820,180	—	805,641	=	14,539 千円
計					17,434 千円

○児童手当支給事業(事務費) 12,786 千円

○児童手当支給事業(扶助費) 448,300 千円

(予算書事業名：児童手当支給事業) [所管：保険年金課]

改正後の児童手当法(令和6年10月1日施行予定)に基づく児童手当について、令和6年12

月支給分(同年10月・11月分)から支給するに当たり必要となる事務費および扶助費を補正するもので、国・県支出金をもって賄うもの

<積算内容>

1 児童手当支給事業(事務費)

	所要額		現計額		補正額
消耗品費	237	—	213	=	24千円
印刷製本費	333	—	167	=	166千円
通信運搬費	3,415	—	1,940	=	1,475千円
システム変更委託料	11,121	—	0	=	11,121千円
計					12,786千円

2 児童手当支給事業(扶助費)

	所要額		現計額		補正額
法内扶助費	2,194,660	—	1,746,360	=	448,300千円

<改正内容について>

- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 高校生年代までの支給期間の延長
- ・ 多子加算について第3子以降3万円に増額
 ※ 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までから、大学生に限らず22歳年度末までの子で、親等の経済負担がある場合を対象とする。
- ・ 支払月を隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ・ 区分ごとの単価の改正は次のとおり

		改正前 (令和6年9月まで)	改正後 (令和6年10月以降)
3歳未満	第1子、第2子	15,000円	
	第3子以降	15,000円	30,000円
3歳から 小学生まで	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	30,000円
中学生	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降	10,000円	30,000円
高校生年代	第1子、第2子	—	10,000円
	第3子以降	—	30,000円
※特例給付	一律	5,000円	撤廃
※所得上限限度額超過者		支給なし	(上記いずれかに該当)

○不登校支援事業 [所管：学校支援・人権・いじめ対策課]

(予算書事業名：学校支援・いじめ対策総合事業)

1,650 千円

県が実施するフリースクールを利用している児童生徒およびその保護者を対象としたアンケート調査に本市も参加するに当たり必要な経費を補正するもので、全額県支出金をもって賄うもの

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
報償費	1,715	－	65	=	1,650 千円

○文化財保護基金積立金 [所管：文化財課]

(予算書事業名：文化財保護基金積立金)

300 千円

企業版ふるさと納税寄附金の一部を基金へ積み立てるため補正するもの

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
積立金	52,905	－	52,605	=	300 千円

○彦根城維持管理事業 [所管：文化財課]

(予算書事業名：彦根城管理事業)

929 千円

仮称彦根城堀外来魚駆除大会にタレントを招致するに当たり必要となる経費等を補正するもので、企業版ふるさと納税寄附金および大会参加費で賄うもの

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
報償費	780	－	130	=	650 千円
普通旅費	191	－	134	=	57 千円
消耗品費	690	－	630	=	60 千円
手数料	204	－	44	=	160 千円
保険料	612	－	610	=	2 千円
計					929 千円

○令和6年度末財政調整基金残高見込み [所管：財政課]

〈積算〉

令和5年度末見込額	3,068,978千円
令和6年度積立額(既決)	166千円
令和6年度取崩額(既決)	△2,070,363千円
今回補正額(取崩し額)	△68,234千円
<hr/>	
計	930,547千円